

えいおうキング

発行》山形市農業振興協議会
＜問い合わせ先＞
農政課 就農・経営支援係
TEL 641-1212 内線 430

令和7年度山形市認定農業者 経営改善計画支援事業要望調査

1 事業の概要

認定農業者が農業経営改善計画に即して、安定的かつ効率的な農業経営を行うため、農業用機械・ハウス等の導入及びオーバーホールに要する経費について、支援をするものです。

2 対象者、対象内容・条件、補助率等

	整備事業（機械やハウス等の導入）	オーバーホール事業（機械の点検）
対象者	市内に住所を有する認定農業者（71歳以上の方は農業後継者がいることが必須）又は認定農業者で組織する団体（構成員に満70歳以下の方を含むこと）	市内に住所を有する認定農業者又は認定農業者で組織する団体
対象内容 ※	機械・ハウス等の導入（乾燥機や格納庫等、一部対象外のものがありますのでご注意ください） 中古の場合、法定耐用年数（7年）を超過していないこと。 ※田植機・コンバインについては、「農業機械導入支援事業」（別紙）の対象になります。 ※ハウス導入の工賃については、補助対象経費に含められません。	コンバイン及び法定耐用年数（7年）を超過したスピードプレーヤーのオーバーホール ※コンバインについては、法定耐用年数内であっても対象とする。
対象内容 の条件	事業費が50万円以上のもの	事業費が10万円以上のもの
補助率等	事業費の30%以内（補助金上限100万円） ※但し、トラクターを導入される場合は、農産物の販売額が1,000万円以上の個人、3,000万円以上の法人に限り上限150万円	事業費の30%以内（補助金上限20万円）

3 要望について

別紙要望調査書に必要事項を記入し、令和6年10月1日（火）までに提出してください。整備事業については※見積書を必ず添付してください。

※見積書：単純に定価の金額で作成するのではなく、機械・ハウス等の実際の導入計画に即した金額（値引き等）で作成していただくようお願いいたします。

なお、今回の要望で事業を確定するものではございませんのでご承知おきください。

4 その他

来年度の事業内容について、今後変更になる場合がありますので、ご了承ください。

また、今回の要望を提出した方で、その後要望を取り下げた場合、次年度以降の要望を受け付けできなくなる可能性がありますので、確実な計画でご要望ください。

遊休農地再生支援事業をご活用ください

遊休農地の再生利用・支援策をお知らせいたします。

遊休農地を解消し営農を行う場合の支援策として、山形市遊休農地再生支援事業がございます。

取り組みを希望される場合は、下記によりご相談ください。

◎遊休農地再生支援事業について

○対象者及び対象農地は次のとおりです。

①対象者

- ・利用権を設定している耕作者
- ・利用権設定見込みのある農地所有者
- ・荒廃農地を相続した親族（耕作再開又は利用権の設定見込みのある場合）

②対象農地

- ・山形市内
- ・荒廃の程度が一定以上（解消事業費により判断されます。）
- ・農業委員会の調査により、遊休農地と判断された農地

※詳しくは下記“本事業活用のポイント”をご覧ください。

○再生利用活動（遊休農地を再生し、利用する取り組み）

再生作業（障害物除去、土づくり、営農定着等。ただし、地目登記が「水田」の場合は、転作作物を作付けするものに限る。）

- ・荒廃の程度、再生に要した経費に応じ、10a当り、3万円（利用権設定見込み又は相続）又は5万円（利用権設定した者）を上限として補助します。

○本事業活用のポイント

- ・中山間地域等直接支払事業費補助金及び多面的機能支払交付金の対象農地となっている場合は対象となりません。
- ・その他の要件など詳細については、お問い合わせください。

◎相談について

令和6年度の事業として相談を受け付けいたします。

- ・相談期間 令和6年10月1日（火）まで
- ・必要書類 地名地番、所在、面積等のわかるもの、見積書（参考）をご準備ください。

※実施にあたっては、今年度中に事業完了できるものに限りです。



お問い合わせ

山形市役所 農政課 農政企画係

641-1212 (内429.437)

令和7年度山形市認定農業者経営改善計画支援事業要望調書

郵便番号	〒 ー		
住所			
フリガナ 氏名		年齢	歳
自宅電話		携帯電話	
消費税の扱い	税込み		税抜き

◇ 事業実施年度において71歳以上の方は農業後継者がいることが必須です。

農業後継者の氏名		後継者の年齢	歳	続柄（申請者から見て）	
----------	--	--------	---	-------------	--

1 整備事業

	機械・ハウス等の名称及び能力・規模等※馬力・能力、〇棟〇㎡等	新規・更新	新品・中古等の区分	整備予定時期
例	トラクター 45馬力	新規・更新	新品・実演機・中古	令和7年5月
1		新規・更新	新品・実演機・中古	令和 年 月
2		新規・更新	新品・実演機・中古	令和 年 月
事業費（消費税込額）		(円)		

※見積書要添付（税抜き額と消費税額がわかるようにしてください。）

※実演機・中古の場合、令和7年度において法定耐用年数（7年）に達していないものに限る。

2 オーバーホール事業（コンバイン・スピードスプレーヤー）

	機械	事業費		取得年月	実施予定時期	備考 (コンバインのみ)
例 1台	コンバイン	税込	540,000(円)	昭和 平成 令和 25年9月	令和7年8月	稲刈前・稲刈後
1台		税込	(円)	昭和 平成 令和 年 月	令和 年 月	稲刈前・稲刈後

※オーバーホール事業は見積書の添付は不要です。

提出期限 令和6年10月1日（火）

（提出先）

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 農林部農政課 就農・経営支援係 あて

令和7年度 機械導入等各補助金の要望調査

令和7年度の下記事業について、要望調査を行います。各事業の対象等ご確認いただき、要望される方は別紙調書に必要事項記入し、見積書を添付の上ご提出いただきますようお願いいたします。

なお、今回の要望で事業を確定するものではありませんのでご承知おきください。

①農業機械導入支援事業	
農地の集約化を目指す認定農業者等及び農業法人等による大型農業機械の導入を支援するため、その導入に要する経費について支援します。	
対象者	この市に住所を有し、主食用水稲の生産を行っている認定農業者・認定農業者で組織する団体・農業法人で、対象作物を作付け、又は作付面積を拡大しようとしている方。 事業実施年度において、満70歳以下の認定農業者、満71歳以上の認定農業者で水稲の生産に係る後継者のいる方、認定農業者で組織する団体(満70才以下の方を含む)が対象となります。
対象物件	田植機、コンバイン(汎用型または自脱型)、それらと一体となって使用する各種アタッチメント(箱施用剤散布機、同時施肥機、除草剤散布機、直播機など) ※事業費の総合計額が50万円以上のもの。
補助率及び上限額	補助対象物件の購入に要する事業費の総合計額の10分の3以内の額(その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、 2年後の作付計画面積 に応じて、次のとおり上限額を定めています。 ・作付計画面積が5ha未満の場合、上限額は100万円 ・作付計画面積が5ha以上10ha未満の場合、上限額は150万円 ・作付計画面積が10ha以上の場合、上限額は375万円(法人は500万円)
②スマート農業機器導入支援事業	
農業従事者の高齢化や後継者不足に対応するため、スマート農業機器の導入に要する経費について支援します。	
対象者	山形市に住所を有する農業者、農業法人、集落営農組織
対象物件	アシストスーツ、特殊剪定鋏、農業用ドローン、 ハウス内環境測定・制御システム、自動操舵システム等
補助率及び上限額	補助対象物件の購入に要する経費の10分の3に相当する額(その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) 補助上限額は100万円です。

※ ご注意ください。

対象物件の欄に掲げる農業機械が中古品である場合は、事業実施年度において法定耐用年数に達していないもので、残年数が3年以上あること。

(裏面につづく)

③センシング技術導入等事業

農業経営の効率化と判定を図る事を目的として、生産コストの低減と水稻の収穫量の増加を図るためスマート農業の取組を行う場合に支援します。

対象者	山形市に住所を有し、下記スマート農業の取組を行う農業者、農業法人及び農業法人に雇用されている方。
対象事業	(1) センシング技術導入事業 水田のリモートセンシング並びに撮影画像の評価及び分析に係る事業 (2) 認定オペレーターの資格取得事業 ドローン操縦に係る認定オペレーターの資格取得に要する経費のうち、講習の受講料等
補助率及び上限額	(1) センシング技術導入事業 2分の1 (2) 認定オペレーター資格取得事業 10分の3 ※その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額

④戦略農産物作付促進事業

主食用水稻の需給安定を図るため、対象水田において主食用米の作付けから戦略農産物の作付けに転換し、戦略農産物の本作化を目指す取組を行う農業者を支援します。

戦略農産物	ねぎ、さといも、落花生
対象事業	(1) 機械導入事業 下記対象機械を導入する事業 (2) 作付奨励事業 対象水田にねぎを新植し出荷販売する場合、作付け初年度に限り奨励金を交付する事業
対象水田	次のいずれにも該当する水田 (1) 戦略農産物の合計作付面積が10a以上の水田 (2) 一筆の土地全部に同一の戦略農産物を作付けする水田
対象機械	ねぎ・さといも・落花生の生産に必要な農業機械 トラクターアタッチメント(トラクター本体を除く。)、溝堀機、播種機、収穫機、皮むき機、選別機、管理機 など
補助率及び上限額	(1) 機械導入事業 対象機械の購入に要する経費の10分の3(その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) 補助上限額は375万円です。 (2) 作付奨励事業 作付面積(畦畔を除く。)に10aあたり10万円を乗じた額

※ ご注意ください。

対象物件の欄に掲げる農業機械が中古品である場合は、事業実施年度において法定耐用年数に達していないもので、残年数が3年以上あること。

令和7年度に助成を希望する方は、別紙要望調書に必要事項をご記入の上、見積書を添えてご提出ください。なお、今回の要望で事業を確定するものではありませんのでご承知おきください

要望調査の提出期限は **10月1日(火)** です。期日まで忘れず提出してください。

(担当) 山形市農林部農政課営農改善係 ☎ 641-1212 内線433・434

令和7年度山形市（農業機械・スマート・センシング・戦略農産物）補助金要望調書

郵便番号	〒				
住所					
フリガナ 氏名				年齢	歳
自宅電話	-		携帯電話	-	
R6年の水稲 作付面積		R9年の水稲 作付面積		消費税 の扱い	税込み・税抜き

※上記農業者の年齢が71歳以上の場合（農業機械導入支援事業）

農業後継者 の氏名		農業後継者 の年齢		続柄	
--------------	--	--------------	--	----	--

団体の場合

団体名					
構成員名・年齢 住所					
構成員名・年齢 住所					

対象機械の購入

	機械の名称及び能力・規模等 ※馬力・〇条刈り	新規・更新	新品・中古等の区分	整備予定時期
例	田植機 5条植	新規・更新	新品・実演機・中古	令和7年 5月
		新規・更新	新品・実演機・中古	令和7年 月
		新規・更新	新品・実演機・中古	令和7年 月
事業費（消費税込額）		（円）		

その他の取組（センシング・戦略作物）

	取組事業	取組数	事業費
※例）ドローンオペレーター資格取得 など		(人) (㎡)	(円)

※見積書を添付してください。

※見積書の金額は、税抜き額と消費税額がわかるようにしてください。

※実演機・中古の場合、令和7年度において法定耐用年数（7年）まで3年以上残っているものに限りません。

提出期日 令和6年10月1日（火）必着でお願いします。

（提出先）〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 農林部農政課営農改善係あて